

<p>省 庁 名</p>	<p>金融庁</p>
<p>論 点</p>	<p>以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。</p> <p>金融関連手続きについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の口座開設や改廃、融資等の書類について、押印不要化や電子化 ・金融機関における振込及び、振込変更・組戻依頼書の電子化 <p>等の要望がある。これらは法制度上の阻害はないものの、押印の見直しや書面の電子化等の取組を進めていくには、業界全体で慣習を見直し、デジタル技術を積極活用することで時代の要請に即した業務のあり方を再構築していくことが重要である。</p> <p>業界を監督する立場である貴庁において、事業者対金融機関、協会等への手続きについて、押印や書面を前提とした慣習を全体的に見直すべく、押印不要化や電子化に向けた取組を行うべきではないか。このために、業界と金融庁において連絡会の設置などを行うべきではないか。</p>
<p>【回 答】</p> <p>ご提示いただいた金融業界の手続については、法制度上の阻害要因によって、電子化・押印不要化が進んでいないという性質のものではなく、民間間の取引における、商慣行に基づくものだとして認識している。</p> <p>これらの手続の一部については、すでに電子化・押印不要化に取り組んでいる金融機関もあり、今後、これをさらに広げていくために、どのような課題があるのか、金融業界の実態も踏まえて、丁寧な議論を重ねた上で、慎重に検討していく必要があると認識している。</p> <p>金融庁としては、金融業界と協力して検討会を立ち上げることで、その解決に向けた議論を進めていきたいと考えている。</p>	